

に戻りて、終に直らず。法花経に云はく「此の経を受持つ者を誘らば、諸の根闇く鈍く、性にして陋く、犢翬盲聾背偏にならむ」とのたまふ。また云はく「是の経を受持つ者を見て其の過惡を出さば、もしは実にもあれもしは実にあらざるにもあれ、此の人は現世に白癩の病を得む」とのたまふは、斯れを謂ふなり。当に慎むべし、信ふ心もちて、彼の徳を讚むべし。其の缺を誘らざれ。大なる災を蒙るが故に。

沙門眼盲ひたるに因りて金剛般若経を讀ましめて眼を

明くること得る縁 第二十一

沙門長義は、諾楽の右京の薬師寺の僧なり。宝龜三年の間に、長義の眼目闇く盲ひたり。五月ばかりを運て日夜恥ぢ悲び、衆の僧を屈請へ、三日三夜に金剛般若経を讀ましむ。すなはち目開明きて本の如く平ゆ。般若の験の力其れ大に高きかな。深く信ひ願を發せ。願ひて応へずといふこと無きが故に。

重き斤をもちて人の物を取りまた法花経を写して現に善と惡との報を得る縁 第二十二

他田舎人蝦夷は、信濃国小県郡跡目里の人なり。多く財宝富にして、錢と稻とを出挙す。蝦夷法花経を二遍写し奉る。遍ごとに会を設け、講説むこと既に了る。後にまた思ひ議りて、なほ心に足らず。更に敬ひて繕写し、ただいまだ供養せず。宝龜四年癸丑の夏四月の下旬に、蝦夷忽率に死ぬ。

妻子量りて言はく「丙年の人なるが故に焼き失はず」といふ。地を点めて壑を作り、殯して置く。死にて七日を経て、甦りて告げて言はく「使四人有り。共に副ひ將て往く。初に広き野に往き、次に卒しき坂有り、坂の上に登りて大なる觀有るを觀る。是に時ちて前の路を視れば、数の人多有りて箒を以ちて路を掃きて言はく「法花経を写し奉りし人、此の路より往く。故に我れ掃き淨めむ」といふ。すなはち至れば待ちて礼む。前に深き河有り。広一町ばかりなり。其の河に椅を度せり。数の人衆有りて、其の椅を修理ひて言はく「法花経を写し奉りし人、此の椅より度る。故に我れ修理はむ」といふ。到ればすなは

一 妙法蓮華経・譬喻品。取意。
二 妙法蓮華経・普賢菩薩勸発品。

第二十一縁 今昔物語集・十四ノ三十三に書承。

三 金剛般若波羅蜜經に、仏が須菩提に對して、如來には肉眼、天眼、慧眼、法眼、仏眼があるかと問ひ、須菩提はすべてに有りとなすたとがみえる。この經文と本説話の展開とに對應關係がある。

四 未詳。本説話以外に所伝をみない。景戒の知友といえようか。

五 七七二年。

六 金剛般若經集驗記所収説話には「力」の語を含む表現を有するものが少なくない。「豈非般若力乎」(救護篇)、「信知般若之力不可思議」(神力篇)など。本書でも中巻二十四縁に「被般若力」とあつた。

第二十二縁 善業と惡業についての現報説話。

七 未詳。本説話以外に所伝をみない。万葉集・

二十・四〇にみえる国造小県郡他田舎人大局は同族であらう。

八 長野県小県郡、上田市あたり。

九 下巻八縁。

一〇 七七三年。

二 二 程道惠(心下尚暖、家不廢殮)という理由のもののみみえない。

三 墳墓をつくつて葬つた。底本訓釈「冢、皮比也乎」。殯を、諸注は「もがり」と訓み、「葬」の前段階のように解するが、疑わしい。賊盜律、およびその疏では、「殯」はその次の段階に「葬」を予想してはいない。墳墓をつくりその中に収める、というかたちで葬ることを「殯」というのであらう。

三 冥界で、はじめに野があり次に坂を登る例に、法苑珠林・破戒篇・感應縁所引冥祥記・智達

四 望極目、但觀荒野、途徑艱危、示道登躡」がある。

四 冥界で、坂を登る例に、法苑珠林・六度篇・懺悔部・感應縁所引冥祥記・慧達三行跋高

同・六度篇・精進部・感應縁所引冥祥記・僧規行

至一山二がある。

五 石長和の説話たとえば法苑珠林・六道篇・地獄部・感應縁所引冥祥記)には、冥界の道を進む石長和の前を五十歩はなれて二人の「治道」二道路を修理する者が進み長和ひとり「平道」を行く、という記述がある。

三 法苑珠林所引冥祥記・石長和に「仏子独行大道中」、同・破邪論所引冥祥記・程道惠に「仏弟子行路、修福人也」とみえる。いずれも平坦な道を進んでいる。

三 原文「即至」。至ると同時に、の意。

一 一町は一〇六、九、余。河幅が一町。そこにかかる橋は当然ながらそれより長い。広い河にかかる長い橋。異様なイメージである。

元 冥府に至る途次に「橋」を渡る例に、西陽雜俎二・趙業、金剛般若經集驗記・神力篇・僧清

虚方歲通天元年十月二十三日条、などがある。

ち待ちて礼む。椅の彼の方に到れば黄金の宮有り。其の宮に王有り。椅の本に三の衢有り。一の道は広く平なり。一の道は草小し生ゆ。一の道は藪を以ちて塞る。蝦夷を其の衢に立てて、一人宮に入りて曰さく「召せり」とまうす。王見て言はく「此れ法花経を写し奉りし人なり」とのたまひて、すなはち草小し生えたる道を示して言はく「此の道より將よ」とのたまふ。四人副ひて熱き鉄の柱の所に至り、彼の柱を抱かしめ、編みたる鉄を熱く焼きて、背に著けて押し、三日夜を歴。銅の柱を抱かしめ、編みたる銅をはなはだ熱くし、背に著けて押し、また三日を逕。極りて熱きこと燻の如し。鉄と銅と熱しといへども、熱きにあらず安にあらず。編みたる鉄重しといへども、重きにあらず軽きにあらず。悪しき業に引かれ、ただし抱き荷はむと欲ふ。合せて六日を歴てすなはち出づ。三の僧蝦夷に問ひて言はく「汝此の意を知るやいなや」といふ。答へていはく「知らず」といふ。僧また問ひて言はく「汝何の善をか作ふ」といふ。答へていはく「我れ法華経三部を写し奉る。ただし一部のみいまだ供養せず」といふ。札を三枚出す。二枚は金の札にして一枚は鉄の札なり。また斤を二枚出す。一枚は重くして稻一把を倍し、一枚は軽くして稻一把を減す。時に僧言はく「札を校ふれば、実に汝が白す如くなり。三部の法花大乘を敬写

すなり。大乘を写すといへども、重き罪を作る。所以は何に。汝斤二を用て、出挙の時には軽き斤を用、債を徴る日には重き斤を用。故に汝を召す。今は忽に還れ」といふ。還来ること前の如し。多の人等を以ちて道を描き、椅を作りて言はく「法花経を写し奉りし人閻羅王宮より還来るなり」といふ。彼の椅を度り畢り、纒見れば甍還る」といふ。然うして彼の写せる経を戴ひて、ますます信ふ心を発し、講読みて供養す。誠に知る、善を作れば福来り、悪を作れば災来る、善と悪との報終に朽ち失せず、並に二の報を受く、ただし専善を作へ、悪を作ふべからず、と。

寺の物を用また大般若を写さむとして願を建てて現に
善と悪との報を得る縁 第二十三

大伴連忍勝は、信濃国小県郡嬢里の人なり。大伴連等心を同じくして、其の里の中に堂を作り氏の寺とす。忍勝大般若経を写さむが為に、願を發し物を集め、鬢髪を剃除り袈裟を著、戒を受けて道を修ひ、常に彼の堂に住む。宝龜五年甲寅の春三月に、倭に人の讒を被りて堂の檀越に打ち損はれて死

一 冥界の王の居処。「金宮」(上巻三十縁)、「樓閣宮」(中巻五縁)、「重樓閣」(下巻九縁)などと類似する。
二 本説話にみえる王には名がつけられていない。閻羅王と解すべきではない。下文にみえる從閻羅王宮「還来」の「閻羅王」は、中巻七縁における「閻羅状」より推せば、閻羅という名の冥界の王宮、と解する余地がある。
三 冥界の歧路が叙述される例に、法苑珠林・六度論精進部・感応緣所引冥祥記・僧規三歧路、同・六度論・懺悔部・感応緣所引冥祥記・慧達齋、太子瑞心本起經・上三三三之圖「など」がある。いづれも武人が登場し、進むべき道を指示している。
四 中巻七縁。
五 網状にしてあるのである。雜藏經に「熱鉄籠」とみえるものと同一か。
六 原文(合巻)六日「乃出」。上文の「死経」七日」と合わせて考へるならば、最後の一日で蘇生、ということになる。
七 本説話においても下巻二十三縁においても、この三人の僧は「汝作何善」という問いを發している。仏教的な善行の有無によつて死者を裁く者であるが、この冥界の主宰者ともみえない。
八 僧が裁きの資料として札や斤をもち出してきたのであろう。生前の所業の記録にもついで死後審判がおこなわれる、として、辻英子は、オデュッセイア、ヨハネの黙示録、コーランの伝承との類似を指摘する。しかし、本説話および下巻二十三縁にみえる札は、そこに文字が記されたものではなく、より抽象的に所業の善悪を示すものとなつてゐる。法華伝記・九・法華には、閻羅王庁の裁きの場に「罪福札」が記される。

九 菩薩内戒經の四十七戒に二十八者、菩薩不得持三重稱、侵人、二十九者、菩薩不得持三重稱、欺人」とみえ、雜藏經に「汝前世時、作市合、常以輕稱小斗、而寫、重稱大斗而取、常自欲得大利於己、侵、刻余人」とみえるように、一種のかりを使ひわけることは仏教においても悪とされた。
一〇 原文「所以者何」。仏典語。たとえば妙法蓮華經・方便品にみえる。
一一 展開が唐突である。
一二 帰途は同じ経路を逆に進んでいる。
一三 「纒」は、「すると同時に、の意」。

第二十三縁 善業と悪業についての現報説話
今昔物語集十四ノ三十に書承。

一四 大般若波羅蜜多經。六百卷。
一五 未詳。本説話以外に所伝をみない。
一六 長野県小県郡、上田市あたり。
一七 大伴連一族の尊崇し祈願する寺。
一八 七七四年。
一九 施主。堂の維持のために経済的に力をつくす人。氏寺であるから大伴連一族が檀越である。